## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	自然保護課	整理番号	5-3
許認可等の種類	生息地等保護区 立入制限地区における行為の許可				
根拠法令条例 等·条項	長野県希少野生動植物保護条例第25条第4項				
許認可等の概要	し、次に掲げる場 (1)非常災害に対 (2)通常の管理行	合は、この限りでは けする必要な応急指 f為又は軽易な行為	入制限地区の区域 ない。 昔置としての行為を 為で規則で定める・ 事がやむを得ない	·するために立ち入 ものをするためにュ	る場合 2ち入る場合
審査基準(未設定の場合はその理由)	【参考】長野県希望 第23条第7項及び の解除について、 の場合において、 動植物及び指定の いては「その旨及 及び解除に係る指	少野生動植物保護 「第8項の規定は第 前条第5項及び第 第23条第7項中「P の区域の保護に関び指定の区域」と、同 質ででででででいる。	くされているため) 条例 第25条第5 第1項の規定に前 での制定は前遅 その旨並引とある。 第3項の規定に指るの 第3項中「あるによ 条第8項中「あ告示」	項 指定及び第3項の 第3号の許可につの の区域、指定に係のは、第1項の規定 る指定の解除につ り規定による告示」	<u>いて準用する。</u> こ る指定希少野生 による指定につ いては「その旨 とあるのは、「第
基準の制定根拠	_				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に申請実績	がない又は稀であ	らるため)		
期間の制定根拠	_				